相続税の税額控除 一覧表

主な6つの税額控除の対象と控除額の式｜登録不要・無料

表の時点：国税庁タックスアンサー「令和8年4月1日現在法令等」 配偶者の税額軽減は No.4158、未成年者控除は No.4164、障害者控除は No.4167、相次相続控除は No.4168、贈与税額控除は No.4161、税額控除の並びは No.4152 のとおり（2026年10月26日確認）。外国税額控除は相続税法の現行条文（e-Gov 法令検索）による。税制改正で変わることがあります。

相続税の税額控除 一覧表（国税庁の説明どおり）

名称	対象になる人	控除（軽減）の額	出典
配偶者の税額の軽減（配偶者控除）	被相続人の配偶者	実際に取得した正味の遺産額が、1億6千万円と配偶者の法定相続分相当額のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかからない	No.4158
未成年者控除	18歳未満の法定相続人（日本国内に住所があるなど一定の要件）	満18歳になるまでの年数（1年未満は切り上げ）×10万円	No.4164
障害者控除	85歳未満の障害者の法定相続人（日本国内に住所がある。例外あり・国税庁 No.4167）	満85歳になるまでの年数（1年未満は切り上げ）×10万円（特別障害者は20万円）	No.4167
相次相続控除	10年以内に前の相続があり相続税が課された、被相続人の相続人	前回の相続で課された相続税額を、1年につき10%ずつ逓減した後の金額を差し引く（算式あり）	No.4168
暦年課税分の贈与税額控除	被相続人から加算対象期間内に暦年課税の贈与で財産を取得した人	相続税の課税価格に加算された贈与財産に係る贈与税の税額（加算税・延滞税・利子税は含まない）	No.4161
外国税額控除（相続税法の見出しは「在外財産に対する相続税額の控除」）	国外にある財産を相続・遺贈で取得し、その地の法令で相続税に相当する税が課された人	課された税額に相当する金額（上限あり）	相続税法第20条の2

主な6つを載せています（このほか相続時精算課税分の贈与税相当額の控除などもあります）。要件は要点だけを載せています。詳しい要件は、国税庁の各ページで確かめてください。控除は各人の相続税額から差し引き、差し引いた残りの額が各人の納付税額になります（No.4152）。

相続税がいくらからかかるか（国税庁 No.4102・No.4152）

基礎控除額 ＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

正味の遺産額が基礎控除額を超える場合は相続税がかかり、相続税の申告と納税が必要です。基礎控除は税額控除とは別で、課税価格の合計額から差し引いて課税遺産総額を出す段階の控除です。

- 法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、放棄がなかったものとした場合の人数です。
- 養子は、実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人まで数えます。
- 正味の遺産額には財産の評価や生前贈与の加算などが関わるため、当てはまるかどうかは税理士か税務署に確認してください。人数ごとの金額は、ふれあいの丘「相続税率・贈与税率の早見表」に載せています。

税額控除の順序（国税庁 No.4152）

1. 各相続人等の税額に、相続税額の2割加算を加える（配偶者・父母・子供以外の人が財産を取得した場合）
2. 暦年課税分の贈与税額控除
3. 配偶者の税額軽減
4. 未成年者控除
5. 障害者控除
6. 相次相続控除
7. 外国税額控除
8. （そのあと）相続時精算課税分の贈与税相当額を差し引いて、各人の納付すべき税額

配偶者の税額軽減の要点（国税庁 No.4158・暮らしの税情報）

- 配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、**1億6千万円**と**配偶者の法定相続分相当額**のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかかりません。
- 受けるには、相続税の申告書の提出が必要です。配偶者の取得した財産が分かる書類（戸籍謄本等のほか遺言書の写しや遺産分割協議書の写しなど）を添えます。
- 申告期限までに分割されていない財産は対象外ですが、「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して申告期限から3年以内に分割したときは対象になります。
- 隠蔽または仮装されていた財産は対象に含まれません。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/souzoku/zeigaku-koujo-ichiran 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です（国税庁タックスアンサー「令和8年4月1日現在法令等」・e-Gov 法令検索にもとづく。2026年10月26日確認）。当サイトは税理士ではなく、個別の控除額・税額の計算や、控除が使えるかどうかの判定、節税の助言はしていません。ご自身の控除や申告の要否は、税理士か税務署に確認してください。

相続税の税額控除 一覧表

各控除の式と国税庁の例｜名前だけ紹介する制度と出典

未成年者控除(国税庁 No.4164)

控除額 = 満18歳になるまでの年数 × 10万円

- 相続や遺贈で財産を取得したときに18歳未満で、日本国内に住所があるなど一定の要件に当てはまる法定相続人が対象です。
- 年数の計算で1年未満の期間があるときは切り上げて1年とします。
- 国税庁の例:15歳9か月の場合、18歳までの年数は3年で、控除額は10万円×3年の30万円。

障害者控除(国税庁 No.4167)

控除額 = 満85歳になるまでの年数 × 10万円(特別障害者は20万円)

- 相続や遺贈で財産を取得したときに障害者で、日本国内に住所がある(一時居住者で被相続人が外国人被相続人または非居住被相続人である場合は除くなど例外あり)法定相続人が対象です。
- 年数の計算で1年未満の期間があるときは切り上げて1年とします。
- 障害者・特別障害者の範囲は、相続税法で政令に定めるとされています。

未成年者控除・障害者控除とも、控除額が本人の相続税額より大きくて引き切れないときは、引き切れない部分を扶養義務者(配偶者、直系血族および兄弟姉妹のほか、3親等内の親族のうち一定の者)の相続税額から差し引きます。今回の相続以前の相続でも同じ控除を受けているときは、控除額が制限されることがあります。

相次相続控除(国税庁 No.4168)

今回の相続開始前10年以内に、被相続人が相続などで財産を取得して相続税が課されていた場合の、被相続人の相続人が対象です。前回の相続で課された相続税額を、1年につき10パーセントの割合で逓減した後の金額を差し引きます。

控除額 = A × C÷(B−A) × D÷C × (10−E)÷10 (C÷(B−A) が100/100を超えるときは100/100)

A:今回の被相続人が前の相続の際に課せられた相続税額／B:今回の被相続人が前の相続の際に取得した純資産価額／C:今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得したすべての人の純資産価額の合計額／D:今回のその相続人の純資産価額／E:前の相続から今回の相続までの期間(1年未満の期間は切り捨て)

暦年課税分の贈与税額控除(国税庁 No.4161)

被相続人から加算対象期間内に暦年課税の贈与で取得した財産の贈与時の価額は、相続税の課税価格に加算されます。その贈与財産に係る贈与税の税額(加算税・延滞税・利子税は含まない)を、相続税額から差し引きます。

控除する贈与税額 = A × C÷B(贈与のあった年分ごと)

A:その年分の贈与税額／B:その年分の贈与財産の価額の合計額／C:Bのうち相続税の課税価格に加算された価額(特例贈与財産・一般贈与財産それぞれ)。

外国税額控除(相続税法第20条の2)

国外(この法律の施行地外)にある財産を相続や遺贈で取得し、その財産についてその地の法令により相続税に相当する税が課されたときは、その課された税額に相当する金額を差し引きます。

ただし、差し引く金額が、控除前の金額に「在外財産の価額÷課税価格計算の基礎に算入された財産の価額」を掛けた金額を超えるときは、超える部分は控除しません。

名前と出典だけ紹介する別の制度(使えるかどうかは税理士・税務署へ)

- 贈与税の配偶者控除(国税庁 タックスアンサー No.4452)…贈与税の特例で、相続税の配偶者の税額軽減とは別です。
- 小規模宅地等の特例(国税庁 タックスアンサー No.4124)…特例を適用して減額した後の価額を基に課税価格を計算します。税額控除ではありません。
- 相続税額の2割加算(国税庁 タックスアンサー No.4157)…控除ではなく加算です。
- 相続時精算課税分の贈与税相当額の控除(国税庁 タックスアンサー No.4103)。

出典(2026年10月26日確認・国税庁・e-Gov 法令検索)

1. 国税庁 タックスアンサー No.4158「配偶者の税額の軽減」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4158.htm
2. 国税庁 タックスアンサー No.4164「未成年者の税額控除」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4164.htm
3. 国税庁 タックスアンサー No.4167「障害者の税額控除」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4167.htm
4. 国税庁 タックスアンサー No.4168「相次相続控除」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4168.htm
5. 国税庁 タックスアンサー No.4161「贈与財産の加算と税額控除(暦年課税)」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4161.htm
6. 国税庁 タックスアンサー No.4152「相続税の計算」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4152.htm
7. 国税庁 タックスアンサー No.4102「相続税がかかる場合」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4102.htm
8. 国税庁 パンフレット「暮らしの税情報」(令和8年度版)「財産を相続したとき」 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/05_5.htm
9. e-Gov 法令検索 相続税法(第19条の3・第19条の4・第20条の2) https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000073

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/souzoku/zeigaku-koujo-ichiran 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です(国税庁タックスアンサー「令和8年4月1日現在法令等」・e-Gov 法令検索にもとづく。2026年10月26日確認)。当サイトは税理士ではなく、個別の控除額・税額の計算や、控除が使えるかどうかの判定、節税の助言はしていません。ご自身の控除や申告の要否は、税理士か税務署に確認してください。